



覚えのない請求はがきやメールに注意！！

事例 1

公的機関らしきところから、総合消費料金が未納である、連絡なき場合は裁判になり、給料等が差し押さえられるというはがきが届いた。

事例 2

大手通販サイトより買い物をしたというメールが次々に届いた。覚えがなかったが心配で1通だけ開けたが、購入した覚えのないものだった。大手通販サイトを見たところ「覚えのないメールは開封しないように」と書いてあった。このままにしておいて大丈夫か。

アドバイス

覚えのない未納料金の請求が来ても、決して相手に連絡しないようにしましょう。もし連絡を取ってしまい、コンビニ等へ行くように言われても、絶対行かないようにしましょう。

パソコン等には必ずセキュリティソフトを入れ、不審なメールの URL をクリックしたり、添付ファイルを開けないようにしましょう。

不安に思ったら、まずは消費生活センターに相談しましょう。

〈はがき例〉

